

第16回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月13日(水) 13時56分～14時39分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(14名)

1番委員	今井 由香里	2番委員	今井 文雄	4番委員	山口 知治
6番委員	花田 昭二	7番委員	花田 良造	9番委員	齋藤 美也子
10番委員	外川 清孝	11番委員	葛西 松静	12番委員	工藤 守
13番委員	今井 龍美	15番委員	木村 雅栄	16番委員	葛西 雅博
17番委員	古川 榮	18番委員	桑田 久毅		

4 欠席農業委員(5名)

3番委員	駒井 雄多	5番委員	大川 哲彌	8番委員	對馬 忠法
14番委員	小山内 知寛	19番委員	高井 美奈子		

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(7名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

平賀-5	谷川 一雄				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員(5名)

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第39号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 40 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について
報告第 41 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

8 会議の概要

あいさつ (省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員） (省略)

【開会 13 時 59 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 16 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 14 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
15 番 木村 委員、16 番 葛西 委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福士事務局長補佐、成田碓ヶ
関支局長補佐、外川係長、阿保主事の出席を求めました。書記に
は、成田碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 47 号から第 49 号
の 3 件、ほかに報告が 4 件でございます。
はじめに、議案第 47 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、14 番から 16 番までは経営拡大、3 ページの 17 番は耕作便利、18 番は新規就農、19 番及び 4 ページの 20 番は譲渡人の要望によるものです。

件数は 7 件、面積 17,118 m²、田 5 筆 5,547 m²、畑 7 筆 11,571 m²です。

続いて、5 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、14 番から 7 ページの 19 番までは経営拡大、20 番は貸付人の要望、21 番は再設定によるものです。

件数は 8 件、面積 32,519 m²、田 12 筆 20,493 m²、畑 8 筆 12,026 m²です。

今回、申請のあった案件については、申請事由により現地調査対象外である案件を含め、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 14 番から 20 番、賃貸借権設定の 14 番から 21 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 48 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

8 ページをご覧ください。

議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、議案の 9 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の申請地は 10 ページのとおり、碓ヶ関中学校から西へ約 450 m に位置します。土地利用計画は 11 ページのとおりで、平成 9 年に普通住宅を建築し住居並びに駐車場として使用していましたが、今回所有者のお孫さんへ贈与するにあたり農地であることが判明したものです。所有者は令和 8 年 3 月 4 日に亡くなっていますが、生前に死因贈与契約書を作成しており、今回の申請となりました。

当該地については、平川市地域農業経営基盤強化促進計画に記載されている農地で、計画からの除外手続き中であることから、除外日を許可日として許可書を交付することになります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 48 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 49 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

12 ページをご覧ください。

議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

13 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 4 番から 22 ページの 23 番までのとおりで、所有権移転日となる公告日は令和 8 年 6 月末頃の予定です。

件数は 19 件、面積 54,276 m²、田 13 筆 13,165 m²、畑 37 筆 41,111 m²です。

続いて、23 ページをご覧ください。

利用権設定について、整理番号 2 番から 28 ページの 11 番までのとおりで、現契約の更新となる 5 番を除き、貸借開始日となる公告日は令和 8 年 6 月末頃の予定です。

件数は 10 件、面積 70,529 m²、田 46 筆です。

今回申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 4 番から 16 番、19 番から 23 番、利用権設定の 2 番から 11 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の 18 番については、平賀 1 番 赤平推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、赤平推進委員に退席を求めます。

(赤平推進委員 退席)

議長

それでは、所有権移転 18 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
赤平推進委員の入室を許可します。

(赤平推進委員 着席)

議長

次に、報告 4 件について、事務局に説明を求めます。

福土補佐

29 ページをご覧ください。

報告第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添 3 関連案件一覧と併せて 30 ページをご覧ください。

10 番は借受人へ売却するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 4,825 m²、畑 2 筆 4,825 m²です。

続いて、31 ページをご覧ください。

報告第 39 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

こちらについても、総会資料とは別に配布しております、別添 3 関連案件一覧と合わせて、32 ページをご覧ください。

3 番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 6,009 m²、田 6 筆 6,009 m²です。

外川係長

続きまして、33 ページをご覧ください。

報告第 40 号 農地改良届出書の受理について、このことについて別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

34 ページをご覧ください。

整理番号 2 番の届出地は 35 ページのとおり、金田小学校から北東へ約 950 m に位置するところです。土地利用計画は 36 ページのとおりで、盛土後はさくらんぼを作付け予定です。

整理番号 3 番の届出地は 37 ページのとおり、平賀東中学校から東へ約 500 m に位置するところです。土地利用計画は 38 ページのとおりで、盛土後はりんごを作付け予定です。

整理番号 4 番の届出地は 39 ページのとおり、金田小学校から南西へ約 400 m に位置するところです。土地利用計画は 40 ページのとおりで、盛土後はさくらんぼを作付け予定です。

今回の届出件数は 3 件で、面積 7,417 m²、田 5 筆です。

続いて 41 ページをご覧ください。

報告第 41 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

42 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の届出地は 43 ページのとおり、金田小学校から北西へ約 250 m に位置するところです。土地利用計画は 44 ページのとおり普通住宅の建築です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

6 番 花田委員

議長、6 番

議長

6 番、花田委員

6 番 花田委員

6 番、花田です。整理番号 3 番の盛土の件について、昨年末、市の援助でりんご樹を伐採しておりますが、盛土後のりんごの作付けは確約されているのですか。

外川係長

耕作者本人が業者に盛土工事を依頼しており、りんごを作付け予定であるとその業者から届出を受理しております。よって確約はされておられません。

中畑事務局長

議長、事務局長

議長

事務局長

中畑事務局長

ただ今の説明を補足いたします。本件はあくまでも届出であり、りんごの作付けを確約することはできません。しかし、農地が正しく管理、活用されるように注視して参ります。

議長

他に、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第16回総会を閉会いたします。

【閉会 14時39分】